

生徒心得

米原高等学校生徒としての自覚のもと、次の事項を守り、明るく正しく学校生活を送り、よりよい校風の確立に努めること。

- 1 始業時から終業時までの間に校外に出る場合は、担任に届け出て許可を受けること。
*遅刻、欠席の場合は、保護者が朝 8:00～8:15 に学年の直通電話により担任に連絡する。
(ただし、8:20～8:35 は職員会議のため、電話には出られません。)
*早退する場合は、担任か学年の先生の許可を得る。帰宅後、学年の直通電話に帰宅した旨の連絡をする。
*保健室で休養する等で欠課する場合は、事前あるいは事後すみやかに担任及び教科担任に届け出ること。
- 2 放課後は 18:00 までに下校すること。もしそれ以降残留する場合は、関係の先生の指導を受けること。
*下校時間が普段より遅くなる場合には、必ず電話等で家庭に連絡しておくこと。
- 3 課外活動においては、必ず関係の先生の指導を受けること。
- 4 昼食は所定の時間に各自の HR 教室で摂ること。ただし、各種委員会等で別の場所で昼食を摂ることもある。
- 5 校舎・学校備品など公共物を大切にし、万一誤って破損、汚損したときは直ちに担任に届け出ること。
- 6 屋上に無断で上がることを禁じる。もし必要な際には必ず先生の許可、指導を受けること。
- 7 校舎・学校備品あるいは火気・電灯を使用する場合は、関係の先生の許可を受けること。
- 8 集会・旅行などの集団行動、展覧、出版、掲示および金銭の徴収などについては、生徒指導課に届け出て許可を受けること。なお届け出は原則として一週間前までとする。
- 9 自転車で通学するものは、本校所定のステッカーを自転車に必ず貼ること。
自転車乗車中のヘルメットの着用が望ましい。(道路交通法で令和 5 年 4 月 1 日より努力義務化されました。)
- 10 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)での通学は認めない。さらに、部活動や学校行事、学年行事など、またそのための移動時など、学校管理下における活動での使用は認めない。
- 11 原付自転車・オートバイによる通学は認めない。
*在学中の原付自転車・オートバイ・自動車等の運転は禁止する。運転免許の取得も認めない。但し、就職内定者で学校長の許可を得た者のみ免許取得を認める。
- 12 遊技場その他好ましくない場所への出入や、無断の夜間外出・外泊をしてはならない。
*外出の際は、高校生にふさわしい服装をして品位ある態度を保ち、必ず行き先や帰宅時間を家の人に伝えておくこと。
*外泊・深夜の外出(午後 11 時から午前 5 時)は、厳に慎むこと。
(滋賀県青少年健全育成条例による)
- 13 アルバイトは原則禁止する。旅行やキャンプなどについては担任指導のもとに所定の手続きをとること。

14 服装については、次の規定を遵守し、清潔に整えるように心がけること。やむを得ない事情で他の服装をする場合は、担任の許可を得て生徒指導課に届けること。

(1)男子

制服は黒色の詰襟学生服で上下とも標準学生服のマーク付きとする。所定の襟章・ボタンをつけること。ズボンは、極端に太いもの・細いものは禁じる。

ソックスは白・黒・紺・グレー（無地）とする。

ベルトは、極端に幅広いものや細いもの、色や形が派手なものは禁じる。

(2)女子

本校所定の濃紺背広型のものに、所定のネクタイ・胸章をつけること。

スカートの長さは膝中以上とし、濃紺、プリーツ数26、左裾に校章の刺繍が入る。

制服やスカートを短くするなど、改造することを禁じる。

本校所定のスラックスを着用してもよい。

ストッキング着用の場合ほうすだいだい（パールオレンジ）系・黒系、ソックス着用の場合は白・黒・紺・グレー（無地）とする。白色のカッターシャツを着用する。

15 コート、マフラー類は、色・形ともに派手でないものを着用する。

制服の下には、所定セーター、所定ベストを着用してもよい。

16 夏（5月1日から10月31日）の略装は、男女とも白色の半袖または長袖のカッターシャツとし、女子のネクタイは付けなくてもよい。希望者は本校所定のセーター・ベスト着用を認める。（ボタンダウンシャツは認めない。）

*次のカッターシャツ等は禁じる。織り柄入りのものやポロシャツ類のもの。

*カッターシャツの下に、華美な色物は着用しないこと。

*裾はズボン、スカートの中に入れること。

17 靴は、色・形とも華美でないものを履くこと。

18 かばんは派手でないものを用いること。スポーツバッグ類の利用を認める。

19 頭髪については、清潔にし、見苦しくないように整えること。

次のことを禁じる。

染髪・脱色・パーマ・エクステンション。

頭髪のきわや眉を不自然に剃ること。華美なりボン等を付けること。

マニキュア等、化粧をすること。アクセサリ類（ピアス等）を身に付けること。

20 校内において物品を紛失あるいは、拾得した場合、直ちに担任、または生徒指導課に届けること。

*所持品には必ず記名をしておく。又、貴重品は身辺から離さないようにし、体育時等は貴重品袋を利用する。拾得物は、職員室前のケースに展示している。

21 校内外生活において、上の事項を守り、互いの人格を尊重しあい、他人に迷惑をかけないこと。また、暴力行為や恐喝、痴漢や盗撮等の被害にあった時は、すぐに届け出ること。

※ その他の注意事項

*米原駅を利用する生徒は、指定通学路を通ること。私有地内は通行しない。

（米原市庁舎駐車場内を横切るなどの危険行為も含む）

*できるだけ複数で登下校し、常に二列以下で通行し、他の自動車や地域に迷惑をかけない。

*自転車通学者は、二人乗り・傘さし運転・並進等道路交通法に違反することは絶対にしない。

*校舎への出入りは生徒昇降口を利用し、**正面玄関からの出入りは、非常時以外は禁止する。**

*非常階段は、非常時以外使用してはいけない。

*ボタン・襟章・胸章・ネクタイ等は、生徒指導課で販売している。また、パンは校内で販売している。飲料の自動販売機は本館昇降口、新館地下エレベーター前にある。

*部活動で学校前の県道を利用する場合は、顧問監督の下、2列以上の併走はしない。